

●香川県告示第237号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和7年11月28日から同年12月18日まで一般の縦覧に供する。

令和7年11月28日

香川県知事 池田豊人

- 1 道路の種類 県道（主要地方道）
- 2 路線名 善通寺詫間線（48号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
善通寺市吉原町字西浜2172番 1地先から 善通寺市吉原町字西浜2166番 地先まで	7.5～12.6	58	平成16年10月8日付け香川県告示第669号で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 令和7年11月28日